

令和 8 年 9 月 9 日

市政記者クラブ 様

名古屋市災害対策本部長

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害に係る  
災害救助法の適用について

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、下記のとおり災害救助法を適用します。

記

**1 適用区域**

名古屋市全域

**2 適用年月日**

令和 8 年 9 月 8 日

**3 適用基準**

災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること）に該当すること。

**4 これまでに実施した措置**

避難所の設置等

**5 災害救助法の適用による効果**

災害救助法の適用により、本市が行う災害救助活動のうち、避難所の設置、食品の給与等の経費の一部について、国庫負担が得られること。